一関地区広域行政組合の職の設置に関する規則

平成18年４月１日
一関地区広域行政組合規則第８号
改正　平成19年３月30日　規則第６号
平成23年３月31日　規則第３号
平成27年４月１日　規則第１号
令和５年３月30日　規則第２号
令和８年３月17日　規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、法令に特別の定めがあるもののほか、管理者事務部局職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の職（以下「職」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の職）

第２条　次に掲げる職を置き、職員をもって充てる。

⑴　事務局長（参事を含む。）

⑵　事務局次長

⑶　課長（法規契約主幹、情報化推進主幹、予算管理主幹、職員主幹、土木主幹、施設主幹、介護福祉主幹、保険収納主幹、認定調査主幹及び環境衛生主幹並びに主幹及び所長を含む。）

⑷　課長補佐（副主幹、副所長、上席保健師、上席社会福祉士及び上席介護支援専門員を含む。）

⑸　係長（主任主査、所長補佐、保健主任主査、社会福祉主任主査及び介護支援主任主査を含む。）

⑹　主査（保健主査、社会福祉主査及び介護支援主査を含む。）

⑺　主任主事（主任、主任技師、主任保健師、主任社会福祉士及び主任介護支援専門員を含む。）

⑻　主事（技師、保健師、社会福祉士及び介護支援専門員を含む。）

⑼　主任技能手（技能手を含む。）

第３条　前条第１号から第７号までに規定する職の設置区分及び職務は、別に定める。

２　前条第８号に規定する職は、その組織の必要に応じ置くものとし、その職にある職員は、上司の命を受け、事務又は技術を掌る。

３　前条第９号に規定する職は、その組織の必要に応じ置くものとし、その職にある職員

は、上司の命を受け、作業又は労務に従事する。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第６号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日規則第３号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月30日規則第２号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月17日規則第３号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。